

長崎県「しま旅滞在促進事業」補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 (一社)長崎県観光連盟 会長 宮脇 雅俊(以下「会長」という。)は、平成29年4月施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、国が交付する「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」(以下「交付金」という。)を活用し、長崎県の離島(対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町)に宿泊等を行う旅行商品を造成・販売する旅行会社等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する事業(以下「しま旅滞在促進事業」という。)を実施することとし、その補助金については、本要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業及び補助率(補助金額))

第2条 しま旅滞在促進事業の対象となる事業は、旅行会社が販売する募集型企画旅行商品及び受注型企画旅行商品のうち、長崎県の離島での宿泊を伴うもので、航空路・航路及び別表1に掲げる体験・着地型旅行商品又は会長が認める体験プラン等(以下「体験プラン等」という。)がセットになったもの。

ただし、上記旅行商品のうち、対馬市、壱岐市、五島列島(五島市・新上五島町・小値賀町・佐世保市宇久町)のいずれかの同一地域内で3泊以上の滞在を伴うものについては、体験プラン等を必ずしも必要としない。

- 2 補助金の交付の対象となる旅行会社(以下、「補助事業者」という。)は、しま旅滞在促進事業の対象となる旅行商品の販売に際し、しま旅滞在促進事業であることを明らかにするために会長が提供する当事業専用のロゴを使用すること。
- 3 補助事業者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けたもので日本国内に事業所(本社、地区営業部、支社、支店、営業所)を置く旅行会社及び韓国国内で訪日旅行を取り扱う旅行会社(以下、「韓国旅行会社」という。)とする。ただし、同一会社については取りまとめて申請することもできる。
- 4 しま旅滞在促進事業の対象となる旅行は、原則として、交付決定日以降に開始し、同年度2月末日までに終了するものとする。
- 5 補助事業者は、別表2及び別表3に掲げる割引(助成)額を旅行代金から差し引いて販売するものとし、補助金額は割引(助成)額に企画開発費(旅行商品の企画や販売等にかかる経費)を加算した額とする。
- 6 企画開発費は、延べ宿泊客数に1,000円を乗じた額とする。
- 7 第1項に規定する旅行商品の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除く。
 - (1) 体験プラン等が旅行商品の中に組み込まれていないもの
 - (2) 既に他の自治体等からの助成等を受けて販売しているもの
但し、教育旅行など会長が適当と認めるものを除く
 - (3) 旅行催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (4) その他、会長が不適当と認めるもの

(交付の申請)

第3条 補助事業者は、別途、会長が示す期日までに、次の書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書<別記1>
- (3) 補助金算出シート
- (4) 行程表やパンフレット等内容が分かる書類

(交付決定額の通知)

第4条 会長は、旅行会社等から提出された書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助事業者に交付決定通知書(様式第2号)により交付決定額を通知する。

(交付の変更申請)

第5条 交付決定額通知後に、補助事業者が実施計画の変更をしようとする場合は、変更申請書(様式第3号)及び変更計画書<別記2>に關係書類を添付し、会長に提出し審査を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 事業内容の変更
- (3) 対象経費の総額の2割を超える増減
- (4) 補助金額の変更

3 会長は、補助事業者への交付決定額通知後、実施計画の達成が困難と判断される場合は、交付決定額を変更することができる。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、対象事業の完了後、又は毎月事業実施後、会長が示す期日までに、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 実績書<別記3>
- (3) 補助金実績シート
- (4) 旅行商品ごとのパンフレット等(原本)
- (5) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類(宿泊証明書等)
- (6) 利用した交通機関(航空路または航路)が証明できる書類(交通機関利用証明書等)
- (7) 体験プラン等の証明書(「体験・着地型商品」参加証明書)
- (8) その他会長が必要と認めるもの

2 会長は、提出された書類が規定に合致するか確認を行った結果、適正と認めた場合は、交付額確定通知書(様式第5号)により交付額の確定通知を行うものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により、確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第6号)を提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 会長は適正な請求書を受理した日から、30日以内に補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 旅行商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。
- (5) 補助金の交付の対象となる補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 補助事業者は、前項の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(状況報告及び調査)

第10条 会長は、必要に応じて補助事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

2 会長は、必要に応じて補助事業者から対象事業の旅行代金内訳書（原価計算書）等の提出を求めることができる。補助事業者はその求めに応じなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 会長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第12条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、会長が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(特別対策)

第13条 新型コロナウイルスの感染拡大により宿泊客が激減している対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町を対象に特別対策を実施するものとし、その内容は会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年 6月 5日から施行する。
 この要綱は、平成29年 7月 3日から施行する。
 この要綱は、平成29年 8月14日から施行する。
 この要綱は、平成29年10月16日から施行する。
 この要綱は、平成29年11月 9日から施行する。
 この要綱は、平成30年 4月 2日から施行する。
 この要綱は、平成30年 7月23日から施行する。
 この要綱は、平成30年11月15日から施行する。
 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 元年10月 4日から施行する。
 この要綱は、令和 2年 2月28日から施行する。
 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 2年 7月 3日から施行する。
 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。